

# 入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 11 月 6 日

京都府中丹広域振興局長 奥野 昌徳

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務の名称

食品 G L P 関連機器点検業務委託

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 18 日（火）まで

### (4) 履行場所

京都府中丹西保健所（京都府福知山市篠尾新町 1 丁目 91 番地）

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒620 - 0055 京都府福知山市篠尾新町 1 丁目 91 番地

京都府中丹西保健所 企画調整課

電話番号 (0773) 22-5744

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和 6 年 11 月 6 日（水）から令和 6 年 11 月 18 日（月）まで（土日、祝日を除く。）

### (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

原則として、2 の (2) の期間中に京都府ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、2 の (1) の場所に問い合わせのうえ、2 の (2) に記載の期間中に来庁し交付を受けること。（郵送による交付は行わない。）

## 3 入札に参加できない者

### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

### (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経

過しない者を含む。)

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 令和4・5・6年度 物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、競争入札参加者の資格を得て、役員等調書を提出している者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 国内の試験検査機関等において該当機器の保守点検業務契約若しくは納入実績があるもの。

#### 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 申請書の交付期間等

- ア 交付場所 2の(1)に同じ
- イ 交付期間 2の(2)に同じ
- ウ 交付方法 2の(3)に同じ

##### (2) 申請書の提出期間等

- ア 提出場所 (1)のアに同じ
- イ 提出期間 (1)のイに同じ
- ウ 提出方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認められない。

#### エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 4の(3)に係る履行が確認出来る書類（写し可）
- (イ) 物品関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (ウ) 入札等の権限を営業所長等に委任する場合は、委任状
- (エ) 返信用封筒（定型で住所、氏名等を記入し、110円切手を貼付したもの）

#### オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

#### カ その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

### 6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、食品G L P 関連機器点検業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

### 7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による参加資格の結果を通知した日から令和6年11月26日（火）までとする。

### 9 入札手続等

#### (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年11月26日（火） 午後2時

イ 場 所 京都府福知山総合庁舎本館1階 保健所講堂

#### (2) 入札の方法

入札書を提出すること。持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

10 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、規則第147条第2項第2号に該当する場合は免除する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、規則第159条第2項第3号に該当する場合は免除する。

12 その他

- (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 入札の方法等の詳細は、入札説明書による。